

公益財団法人堺市文化振興財団 サポート制度規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人堺市文化振興財団(以下、「財団」という。)が展開する多彩な文化振興事業活動に賛同する団体・企業等と財団とが協働し、更なる活動の充実を目指す取組み(以下、「サポート制度」という。)に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入会 団体・企業等がサポート制度の趣旨に賛同し申込書(様式第1号の以下「入会申込書」という。)を提出した後、財団の承認を経て会費を支払うこと。
- (2) 会員 サポート制度に入会した団体や企業等の事業者で、個人を除くもの。
- (3) 広告 会員がサポート制度を利用して自己のPR活動を行うこと。

(入会できない業種又は事業者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者である団体・企業等は、入会することができない。

- (1) 風俗営業及び風俗営業類似の業種
- (2) ギャンブルに関する業種
- (3) 消費者金融に関する業種
- (4) 債権取立て又は示談引き受けに関する業種
- (5) 占い及び運勢判断に関する業種
- (6) 興信所及び探偵事務所に関する業種
- (7) 法律に定めのない医業類似行為を行う事業者
- (8) 暴力団等の反社会的団体及びそれらの関連事業者
- (9) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による再生・更生手続中の事業者
- (10) 各種法令に違反している事業者
- (11) 行政機関から行政指導を受け、改善を行っていない事業者
- (12) 前各号に掲げるもののほか、サポート制度に入会する業種又は事業者として適当でないと認められるもの

(入会申込の手続)

第4条 入会をしようとする団体・企業等は、次に掲げる事項を記載した入会申込書を財団に提出し承認を受けなければならない。

- (1) 申込日、入会申込する団体・企業等の名称、代表者の職、代表者氏名、主たる事務所の住所地、業種、連絡先及び入会申込方法。
- (2) 業種については、主たる業務内容だけでなく可能な限り詳細に業務内容を記入するものとする。

(会費)

第5条 入会を承認された団体・企業等は、サポート制度の会費を支払わなければならない。会費については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 会費は一事業年度あたりとし、1口年間15,000円とする。ただし、年度途中入会の場合は月割減額する。
- (2) 一旦支払われた会費は、いかなる事由があっても返金しない。

(会員資格)

第6条 サポート制度会員資格は事業年度毎とし、自動継続しないものとする。

(会員特典)

第7条 会員は、次の各号に定める特典をいずれも利用することができる。ただし、特典を利用するときは事前に財団に届け出をしなければならない。

- (1) 財団が指定する公演チケットの割引適用。ただし、財団が枚数制限を設ける場合がある。
- (2) 財団情報紙「あっと・さかい」の定期発行時10部配送。ただし、増部を希望することができる。
- (3) 財団ホームページ内「サポート制度会員様一覧」の会員名称等掲載。また、財団ホームページのリンク広告。
- (4) 財団に登録しているメールマガジン個人会員あて広告情報配信。ただし、広告内容はメールマガジン個人会員向けの特典案内とし、財団が情報量や回数制限等を設ける場合がある。
- (5) 会員が指定するチラシ等の置き広告。ただし、財団が指定する会員専用PRラックに限り、枚数や設置期間制限等を設ける場合がある。

(ホームページ等に関する基準)

第8条 財団のホームページにリンクをする広告に関しては、リンクするページの内容についても、この規程を適用する。

(会員広告基準)

第9条 次の各号のいずれかに該当するものは、会員としての広告は行わないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ア 法律で禁止されている商品の販売やサービスの提供等を行うもの
 - イ 法令等に基づく許可等を要するにもかかわらず、許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ア 暴力、とばく、覚せい剤など規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定し、若しくは美化したもの
 - イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれがあるもの
 - ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの
 - エ その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの

- オ 社会的に不適切なもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
 - ア 人権侵害、名誉き損及び差別的なもの
 - イ 第三者を誹謗、中傷又は排斥するもの
 - ウ 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したものの
 - エ プライバシー等を侵害するもの又は侵害するおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
 - ア 公の選挙又は投票の選挙運動又は投票運動に該当するもの又は該当するおそれがあるもの
 - イ 政党その他の政治団体による政治活動に該当するもの又は該当するおそれがあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題に関する主義主張を行っているもの
 - ア 個人または団体の意見広告
 - イ 国内世論が大きく分かれているもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
 - 単に個人の氏名又は法人その他の団体の名称を表示し、これを公衆に周知するもの
- (8) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
 - イ 投機心、射幸心を著しくあおる表現
 - ウ 虚偽の内容を表示するもの
 - エ 法令等で認められていない業種・商法・商品
 - オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - カ 責任の所在が明確でないもの
 - キ 広告の内容が明確でないもの
 - ク 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (9) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度、適否を検討するものとする。
 - イ 暴力・犯罪を肯定し、又は助長するような表現
 - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ ギャンブル等を肯定するもの

カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(会員の責務)

第10条 会員はこの規程の定めるところにより、広告内容に関して一切の責務を負うものとする。

(会員資格の取消し)

第11条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、年度中であっても会員資格を取り消すことができるものとする。

- (1) 会員が財団の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (2) 会員が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (3) 会員が第3条に定める制限業種や事業者とする事由に該当するに至ったとき。
- (4) 入会申込書内容に虚偽申請があることが判明したとき。
- (5) 財団の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

(委任)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。